

(医療費の請求)

第四条 法第十六条第一項第一号 の医療費(以下「医療費」という。)の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 医薬品の副作用によるものとみられる疾病(以下「副作用による疾病」という。)の原因とみられる許可医薬品の名称
 - 三 副作用による疾病の名称
 - 四 副作用による疾病について医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。))又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。))をいう。以下同じ。)又は薬局(以下「医療機関」という。)の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所(以下「訪問看護ステーション等」という。)の名称及び所在地
 - 五 医療に要した費用の額
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 副作用による疾病がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであることを証明することができる書類
 - 二 副作用による疾病の原因とみられる許可医薬品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができる書類
 - 三 前項第五号の事実を証明することができる書類
 - 四 副作用による疾病についての医療の内容を記載した書類

(医療手当の請求)

第五条 法第十六条第一項第一号 の医療手当の支給を請求しようとする者は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令(以下「令」という。)第四条第一項第一号 から第五号 までに規定する医療を受けた各月分につき、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 副作用による疾病の原因とみられる許可医薬品の名称
 - 三 副作用による疾病の名称
 - 四 副作用による疾病について医療を受けた医療機関の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは訪問看護ステーション等の名称及び所在地
 - 五 医療を受けた日の属する月
 - 六 その月において令第四条第一項第一号 から第四号 までに規定する医療(同項第五号 に規定する医療に伴うものを除く。)を受けた日数又は同項第五号 に規定する医療を受けた日数
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 副作用による疾病がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであることを証明することができる書類